

公示番号：180621

国名：中南米地域

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：カリブ諸国（6カ国）漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年2月下旬から2019年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年2月12日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	水産分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	中米・カリブ諸国（セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ）／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

東カリブ小島嶼国では伝統的に漁業が盛んであり、沿岸（サンゴ礁）海域ではコンク貝、ロブスター、リーフフィッシュ等が、沖合海域ではカツオ・マグロ等の回遊魚が漁獲されている。現在でも観光業と農業に次ぐ就業率を占めており、食料（動物たんぱく）¹の供給だけでなく、魚介類を提供するレストラン、ホテルや観光客向けのスポーツフィッシング等の関連する経済活動も多い。

同地域の漁業が直面する問題は生態系の劣化や過剰な漁獲等による水産資源の減少である。水産資源調査、漁業規則作成、違反取締、資源増殖活動等の対策が必要と考えられるが、小島嶼国の水産行政は人的及び資金的リソースが不足しており、その実施が困難な状況である。

かかる制約を緩和する方策としては、漁民が行政の役割を代替・補完する「漁民と行政による共同管理（コマネジメント）」と、国境を越えて回遊する水産資源を関係国が連携して管理する「域内協力」が有効と認識されている。

JICAは「コマネジメント」の優良事例を「域内協力」で形成すべく、「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト/CARIFICO²（2013年～2018年）」を実施した。同案件は、カリブ共同体³（Caribbean Community: CARICOM）の水産部門であるカリブ地域漁業機構（Caribbean Regional Fisheries Mechanism: CRFM）と連携し、6カ国（セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ）を対象とした広域技術協力プロジェクトであり、沖合海域の浮魚礁（FAD）⁴漁業でコマネジメント（漁業規則、漁獲統計、漁業ライセンス）が実施可能かつ有効であることを実証した。上記に基づくコマネジメント推進に係る提言は、2018年5月のCARICOM漁業大臣会合で採択されている。

上記プロジェクトは、カリブ小島嶼地域でコマネジメントの具体的事例形成に挑戦する初めての取組みであったため、新しい漁業形態でありその導入が比較的容易な沖合FAD漁業を主対象とした。そのため、同地域で最も重要である沿岸（サンゴ礁）海

¹ 水産物の動物たんぱく摂取量への割合（％）：アンティグア・バーブーダ 24％、グレナダ 21％、ドミニカ 16％（FAO2016年統計）。

² Caribbean Fisheries Co-management Project

³ カリブ域内の14カ国1地域が加盟し、域内の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、共通のサービス事業実施、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行っている。

⁴ 浮力体を付した人工物を海の表層または中層に設置して形成した人工魚礁

域の漁業（潜水漁業、かご漁業）についての取組みは限定的であり、海洋保護区(MPA)の管理、水産資源増殖、マリンレジャーとの連携調整といった沿岸（サンゴ礁）海域に適用するコマネジメント活動の優良事例形成は依然として課題である。

かかる状況を踏まえ、上記カリブ 6 カ国と CRFM は、沿岸（サンゴ礁）海域での水産資源の保全管理を強化するために、前回プロジェクト(CARIFICO)の成果及び知見を活用した技術協力プロジェクト「沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員、外部有識者等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続については監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019 年 2 月下旬）

- ① 要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③ 現地調査で対象国 6 カ国の水産局および CRFM から収集すべき内容を検討する。
- ④ 相手国関係機関への事前質問票（案）を担当分野について取りまとめる。
- ⑤ PDM 案（和文・英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）、および事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019 年 3 月上旬～3 月下旬）

セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ及びグレナダ国の 5 ヶ国を対象に以下の業務を行う。なお、セントルシアについては、他団員にて調査業務を行うこととする。①～④の業務は、セントルシアを除く各国ごとに行う。

- ① 各国関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ② 以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) 対象国の開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 対象国の案件関連分野における開発動向
 - ウ) 対象国の実施体制（組織・予算・人員）
 - エ) 国際連合食糧農業機関（FAO）等他ドナーの援助動向及び民間企業の水産分野にかかる動向
- ③ 調査団及び各国関係機関と協議のうえ、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、ミニッツ（案）（英文）の作成に協力する。
- ④ 各国関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成

に協力する。

- ⑤ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並びに相手国側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA セントルシア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019 年 3 月下旬～4 月下旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

事前評価表（案）（和文）、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）を参考資料として添付の上、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。(見積書に計上してください。)

航空経路は、日本⇒セントビンセント及びグレナディーン諸島⇒グレナダ⇒ドミニカ⇒アンティグア・バーブーダ⇒セントクリストファー・ネイビス⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年3月4日～2019年3月25日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員による現地入り2日後に現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 水産資源管理 (外部有識者)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAセントルシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8445）にて貸与します。
 - ・要請書
- ②本事業に関連する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。
 - ・カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト詳細計画策定結果報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017301>）
 - ・カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査最終報告書（<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000003238>）
- ③「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト」の概要、現況等については、JICA ホームページで公開されています（https://www.jica.go.jp/project/all_c_america/003/index.html）。
- ④本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prrtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAセントルシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上